

東京都単独難病医療費助成制度における認定基準見直しに係る今後のスケジュール（案）

(1) 認定基準及び臨床調査個人票の決定について

本部会においていただいた御意見を反映させた部会案について、東京都特殊疾病対策協議会（平成29年10月5日開催予定）において検討

⇒ 協議会終了後、速やかに規則等改正し、新基準について公表、周知

(2) 新基準の適用について

○ 新規申請者

平成30年1月1日から新基準を適用

○ 既認定者（平成29年12月31日以前に申請し、認定を受けている方）

平成31年度更新分から新基準を適用

※ 平成30年度更新分については、改訂後の臨床調査個人票で申請していただくが、旧基準で審査を行う。

	H29				H30				H31				H32
	9	10	11	12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~7
新規申請者					平成30年1月1日 新規申請分から新基準適用								
既認定者	○	△	周知、申請受付準備		個別通知	旧基準にて更新 (30.8~31.7)				新基準にて更新 (31.8~32.7)			

○・・・特殊疾病対策協議会疾病部会（本日の部会）

△・・・特殊疾病対策協議会（平成29年10月5日予定）